

県大教職員組合ニュース 第75号

2015 (第5号) 2016年3月10日発行

静岡県公立大学教職員組合執行委員会

Tel & Fax 054-265-7231 E-mail office@shizunion.jp

◎部局職場集会の意見をまとめる！！

「大学事務局へ修繕箇所等依頼」

昨日秋頃より各部局で職場集会を開催し、その内容を組合ニュース第74号でお知らせしました。その後執行部では、項目ごとに団交に載せる分と、事務局へ依頼する内容に整理しました。2月29日、谷田キャンパス総務室へ別紙「事務局への依頼内容」を提出しました。特に「3」の大学施設内のバリアフリー化促進については、部局の意見と平成28年度施行の「障害者差別解消法」に向けての学内の取り組みについての要求です。

谷田、小鹿、両キャンパスは保健・医療・福祉の専門職養成を行っており、障害を持つ方々が不自由なく学べる体制が4月以降、更に求められます。点字ブロック等や段差の解消は、国土交通省が進めてきた交通バリアフリー法により国内の公共交通機関やその周辺環境は、1981年国際障害者年以降大幅に整備されてきており、むしろ大学等でその整備が遅れていることも指摘されております。

「4.出張旅費の明細書」については、出張等の旅費明細を出張者にわかるようにしてほしいという内容です。この出張旅費の支給内訳については、パソコン上で各教員がわかるようなシステムを同時に要求していく予定です。旅費の支給に限らず、事務量の増大を軽減させるような労務管理の取り組みが必要です。そのためには、学内全体の電子システム化を組合では継続して要求していきたいと思っております。

「5.学内の雨漏り箇所等の修繕」については、各部局ごとに雨漏り等の修繕箇所を各部局の執行委員を通じて調べております。学内の修繕箇所がある場合は、部局組合執行委員または、組合事務局 address:office@shizunion.jpへ連絡をよろしく申し上げます。

平成28年2月29日

<提出済(写)>

事務局への依頼内容

静岡県公立大学教職員組合

1. 谷田及び小鹿キャンパス駐車場の白線を引いてください。
(障害者専用の確保スペースや駐車禁止場所等含む)
2. 防風防寒のため、看護棟と同じように薬学棟とホールの上に扉をつけて下さい。
3. 大学施設内のバリアフリー化促進に努めて下さい。
以下の箇所をバリアフリー化して下さい。
 - ▶ 正面玄関の階段箇所、車いすの方が入室できるように昇降機を設置する。
 - ▶ 自動ドアの導入、はばたき棟入り口、図書館、学生ホールなど。
 - ▶ 車椅子の学生もおおり、各学部棟1F正面2箇所の入り口のうち、1箇所を自動ドアにする。
4. 出張旅費の明細書を教員に渡してください。
5. 学内の雨漏り箇所について、修繕して下さい。
(現在、学内を調べておりますので、後日追加で提出します。)

平成28.2.29分 団 交 報 告(その1)

1. 団交開催日時： 平成28年2月29日（月）18：00～19：50

2. 開催場所： 一般教育棟 2109 講義室

今回は団交項目の中で、内部昇任について報告します。

◎理事長欠席、昇任を止めている理由、具体的に示さず。

◎理事会は、「ここ数年で内部昇任を含めて、別紙に示す内容で実施してきた」と回答。

組合が要求してきたのは、従来実施されてきた「学内教員を対象とした年2回、4月、10月の昇任の機会」が現在も止まっている理由を、今回の団交で、再三求めたが、下記の回答である。

法人：内部昇任の機会はなくなっていない。結果的に公募によって昇任している。何が問題なのか？、4月、10月の昇任は生きているが、役員会が例外の場合のみ決めるとなっており、ここ数年は、例外がないので止まっているという解釈である。

組合は、法人化前から年2回の学内教員を対象とした、昇任制度は実施してきており、更に、前理事長の時も現理事長になってからも、現に年2回の昇任は実施している実績がある。これらを止めている理由は何か。更に教員にとって昇任人事の道が分野によっては完全に閉ざされている状況にある。法人化する前に、労働者代表者会議の中で、大学との労働研究条件をめぐる話し合いの中で、別紙のような Q&A を作成した。その中で教職員が一番危惧した点は、身分保障の問題と教育・研究条件の低下があった。

今回の法人がとっている昇任の不履行は、明らかに教員にとって最大の不利益であり、しっかりと受け止めてほしい。

昨年から何度も上記の事を組合は言っているが、理事会は昇任を止めている本質を理解していない。理事会は、昇任は公募の結果としてあると回答しているが、当該分野の先生がいるのになぜ公募を行うのか、といった当然の疑問が学外から寄せられている。法人は、その事について十分な説明を果たせるのか、組合は強い姿勢で臨みました。更に、このような重要な案件について、理事長は毎回団交に欠席しており、その理由を明らかにしない団交のであり、不当労働行為にあたる。公平中立な立場の支援が必要になるとことも説明した。